

扶養親族等健康保険証（写）提出台紙

（対象となる高校生等（生徒本人）分貼付欄）

個人情報保護のため、保険証の
被保険者等記号・番号を塗りつぶす
等の処理をしてください。

給付金申請者（親権者）と健康保険被保険者又は
国民健康保険世帯主が異なる場合

生徒本人から見た続柄

「15歳（中学生を除く）以上23歳未満兄弟姉妹（扶養親族）分貼付欄」

※別紙「栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書」の【扶養親族等の状況について】の欄に記入した兄弟姉妹分を、全て添付してください。

※保険証等の添付がなく、扶養状況が確認出来ない場合は、奨学のための給付金が支給されません。